

データヘルス改革の取組みの全体像について

厚生労働省

- 団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を見通すと、現役世代(担い手)の減少が最大の課題。一方、近年、高齢者の「若返り」が見られ、就業率が上昇するなど高齢者像が大きく変化。
- 国民誰もがより長く元気に活躍できるよう、全世代型社会保障の構築に向けて、厚生労働省に「**2040年を展望した社会保障・働き方改革本部**」(本部長：厚生労働大臣)を立ち上げ、引き続き、給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保を進めるとともに、以下の取組を推進。
 - ① **雇用・年金制度改革等**
 - ② **健康寿命延伸プラン**
 - ③ **医療・福祉サービス改革プラン**

多様な就労・社会参加

【雇用・年金制度改革】

- 更なる高齢者雇用機会の拡大に向けた環境整備
 - 就職氷河期世代の就職支援・職業的自立促進の強化
 - 中途採用の拡大
 - 年金受給開始年齢の柔軟化、被用者保険の適用拡大、私的年金(iDeCo(イデコ)等)の拡充
- ※あわせて、地域共生・地域の支え合い等を推進

健康寿命の延伸

【健康寿命延伸プラン】

※来夏を目途に策定

- 2040年の健康寿命延伸に向けた目標と2025年までの工程表
- ①健康無関心層へのアプローチの強化、②地域・保険者間の格差の解消により、以下の3分野を中心に、取組を推進
 - ・次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成等
 - ・疾病予防・重症化予防
 - ・介護予防・フレイル対策、認知症予防

医療・福祉サービス改革

【医療・福祉サービス改革プラン】

※来夏を目途に策定

- 2040年の生産性向上に向けた目標と2025年までの工程表
- 以下の4つのアプローチにより、取組を推進
 - ・**ロボット・AI・ICT等の実用化推進、データヘルス改革**
 - ・タスクシフティングを担う人材の育成、シニア人材の活用推進
 - ・組織マネジメント改革
 - ・経営の大規模化・協働化

データヘルス改革の取組に関する検討の経緯

ICT利活用、ビッグデータ活用(支払基金改革)

がんゲノム

AI

<H27.11.19~>

保健医療分野における
ICT活用推進懇談会

H27年度

<H28.4.25~>

データヘルス時代の質の高い医療の
実現に向けた有識者検討会

H28年度

報告書<H28.10.19>

報告書<H29.1.12>

我が国の保健医療分野でのICT活用の
推進に向け、「つくる」、「つなげ
る」、「ひらく」の観点で、患者・国民本位
のオープンなICTインフラの整備を提言

ICTを最大限活用した①審査支払機関の業務
効率化・高度化、審査基準の統一化、②ビッグ
データ活用による保険者機能の強化等を提言

データヘルス改革推進本部 (H29.1.12~)

●第1回 (H29.1.12)

<H29.3.27~>

がんゲノム医療推進
コンソーシアム懇談会

<H29.1.12~>

保健医療分野における
AI活用推進懇談会

H29年度

<H29.7.4>

報告書<H29.6.27>

報告書<H29.6.27>

がんとの闘いに終止符を打つため、質の
高いがんゲノム医療提供体制(がんゲノ
ム医療推進コンソーシアム)の構築、がん
の免疫療法等の革新的治療法や診断技
術等の開発などを提言

AI開発を進めるべき重点6領域
を定め、AI開発を促進する基盤
整備とAIの質や安全性を確保す
るためのルール整備などを提言

国民の健康確保のためのビッグデータ活用推進に関するデータヘルス改革推進計画
支払基金業務効率化・高度化計画

・データヘルス改革として、2020年度に実現を目指す具体的な8つのサービスを公表

●第2回 (H29.7.28) 上記計画の報告

●第3回 (H30.1.19) 平成30年度予算案等

H30年度

●第4回 (H30.7.30) データヘルス改革で実現するサービスと工程表の公表

●第5回 (H31.2.26) 関連法案、平成31年度予算案、第4回からの進捗

H31年度

夏目途 2020年度以降の絵姿と工程表を策定予定

データヘルス改革の全体像

<データヘルス改革の目的>

- 国民の健康寿命の更なる延伸
- 効果的・効率的な医療・介護サービスの提供（生産性の向上）

<データヘルス改革の基盤構築>

- 被保険者番号の個人単位化
- オンライン資格確認システムの導入



- ・ビッグデータの連結、保健医療記録共有の際のIDとしての活用等
- ・資格情報・特定健診情報等について個人単位での一元的集約が可能に

I 最適な保健医療サービスの提供

- ✓ 医療機関が保有する患者の過去の診療データ等を参照可能なシステムの構築【保健医療記録共有】
- ✓ 医療的ケア児（者）等が災害・事故などに遭遇した際に、医療関係者が迅速に必要な患者情報を共有できるサービスの提供【救急時医療情報共有】

III 科学的介護の実現

- ✓ 科学的な検証に裏付けられた客観的な情報の収集【科学的介護データ】

V 審査支払機関改革

- ✓ 医療保険情報に係るデータ分析等に関する業務を追加

II 健康・医療・介護のビッグデータの連結・活用、PHR

- ✓ 個人単位で、特定健診データや薬剤情報等の経年データを閲覧するためのシステムを整備【PHR】

- ✓ 乳幼児期・学童期の健康情報を一元的に確認できる仕組みの構築【乳幼児期・学童期の健康情報・PHR】

- ✓ NDBや介護DBなど各種データベースで保有する健康・医療・介護情報を連結し、ビッグデータとして分析可能な環境の提供【データヘルス分析関連サービス】

IV がんゲノム情報の活用等

- ✓ ビッグデータやAIを活用したがんゲノム医療等の推進【がんゲノム・AI】

□ : 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案で実現する部分

□ : 母子保健法等改正で実現を検討している部分

保健医療情報分野の標準規格（厚生労働省標準規格）

厚生労働省標準規格は、保健医療情報標準化会議の提言を受けて、厚生労働省が決定

＜制定：医政発0331第1号＞ 平成22年3月31日

HS001 医薬品HOTコードマスター
HS005 ICD10 対応標準病名マスター
HS007 患者診療情報提供書及び電子診療データ提供書（患者への情報提供）
HS008 診療情報提供書（電子紹介状）
HS009 IHE 統合プロファイル「可搬型医用画像」およびその運用指針
HS028 ISO 22077-1:2015 保健医療情報—医用波形フォーマット
パート1：符号化規則
HS011 医療におけるデジタル画像と通信（DICOM）
HS012 JAHIS 臨床検査データ交換規約

＜一部改正：政社発1221第1号＞ 平成23年12月21日

HS013 標準歯科病名マスター
HS014 臨床検査マスター
HS016 JAHIS放射線データ交換規約

＜一部改正：政社発0323第1号＞ 平成24年3月23日

HS017 HIS, RIS, PACS, モダリティ間予約, 会計, 照射録情報連携指針

＜一部改正：医政発0328第6号、政社発0328第1号＞
平成28年3月28日

HS022 JAHIS 処方データ交換規約
HS024 看護実践用語標準マスター
HS031 地域医療連携における情報連携基盤技術仕様
HS026 SS-MIX2 ストレージ仕様書および構築ガイドライン

＜一部改正：医政発0521第2号、政統発0521第1号＞
平成30年5月21日

HS027 処方・注射オーダ標準用法規格

（「「保健医療情報分野の標準規格（厚生労働省標準規格）について」の一部改正について」抜粋）

医療機関等における医療情報システムの構築・更新に際して、厚生労働省標準規格の実装は、情報が必要時に利用可能であることを確保する観点から有用であり、地域医療連携や医療安全に資するものである。また、医療機関等において医療情報システムの標準化や相互運用性を確保していく上で必須である。

このため、今後厚生労働省において実施する医療情報システムに関する各種施策や補助事業等においては、厚生労働省標準規格の実装を踏まえたものとする。

厚生労働省標準規格については現在のところ、医療機関等に対し、その実装を強制するものではないが、標準化推進の意義を十分考慮することを求めるものである。

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、保険者間で被保険者資格の情報を一元的に管理する仕組みの創設及びその適切な実施等のために医療機関等へ支援を行う医療情報化支援基金の創設、医療及び介護給付の費用の状況等に関する情報の連結解析及び提供に関する仕組みの創設、市町村において高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みの構築、被扶養者の要件の適正化、社会保険診療報酬支払基金の組織改革等の措置を講ずる。

改正の概要

1. オンライン資格確認の導入【健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律（高確法）、船員保険法】

- ・ オンライン資格確認の導入に際し、資格確認の方法を法定化するとともに、個人単位化する被保険者番号について、個人情報保護の観点から、健康保険事業の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止（告知要求制限）する。

2. オンライン資格確認や電子カルテ等の普及のための医療情報化支援基金の創設【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

3. NDB、介護DB等の連結解析等【高確法、介護保険法、健康保険法】

- ・ 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）と介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）について、各DBの連結解析を可能とするとともに、公益目的での利用促進のため、研究機関等への提供に関する規定の整備（審議会による事前審査、情報管理義務、国による検査等）を行う。（DPCデータベースについても同様の規定を整備。）

4. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等【高確法、国民健康保険法、介護保険法】

- ・ 75歳以上高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することができるよう、国、広域連合、市町村の役割等について定めるとともに、市町村等において、各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるよう規定の整備等を行う。

5. 被扶養者等の要件の見直し、国民健康保険の資格管理の適正化【健康保険法、船員保険法、国民年金法、国民健康保険法】

- (1) 被用者保険の被扶養者等の要件について、一定の例外を設けつつ、原則として、国内に居住していること等を追加する。
- (2) 市町村による関係者への報告徴収権について、新たに被保険者の資格取得に関する事項等を追加する。

6. 審査支払機関の機能の強化【社会保険診療報酬支払基金法、国民健康保険法】

- (1) 社会保険診療報酬支払基金（支払基金）について、本部の調整機能を強化するため、支部長の権限を本部に集約する。
- (2) 医療保険情報に係るデータ分析等に関する業務を追加する（支払基金・国保連共通）。
- (3) 医療の質の向上に向け公正かつ中立な審査を実施する等、審査支払機関の審査の基本理念を創設する（支払基金・国保連共通）。

7. その他

- ・ 未適用事業所が遡及して社会保険に加入する等の場合に発生し得る国民健康保険と健康保険の間における保険料の二重払いを解消するため、所要の規定を整備する。【国民健康保険法】

施行期日

平成32年4月1日（ただし、1については公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日、2は平成31年10月1日、3並びに6(2)及び(3)は平成32年10月1日（一部の規定は平成34年4月1日）、5(2)及び7は公布日、6(1)は平成33年4月1日）

NDB、介護DB等の連結解析等（データベースの概要）

NDB

<収納情報（H29年度末時点）>

医療レセプト（約153億件）、特定健診データ（約2.6億件）

<主な情報項目>

（レセプト）傷病名、投薬、診療開始日、診療実日数、検査等
（特定健診）健診結果、保健指導レベル

<収集根拠> 高齢者医療確保法第16条

<保有主体> 国（厚労大臣）

<主な用途>

医療費適正化計画の作成等、医療計画、地域医療構想の作成等

<第三者提供>

有識者会議の審査を経て実施（H23年度～）
提供対象者：国、自治体、独法、大学、保険者の中央団体、
医療の質向上を目的とする公益法人等の研究者に提供

<匿名性>

匿名（国への提出前に匿名化、個人特定可能な情報を削除）

介護DB

<収納情報（H29年度末時点）>

介護レセプト（約9.2億件）、要介護認定情報（約0.5億件）

<主な情報項目>

（レセプト）サービスの種類、単位数、要介護認定区分等
（要介護認定情報）要介護認定一次、二次判定情報

<収集根拠> 介護保険法第118条の2

<保有主体> 国（厚労大臣）

<主な用途>

介護保険事業（支援）計画の作成等

<第三者提供>

有識者会議の審査を経て実施（H30年度～）
提供対象者：国、自治体、独法、大学、保険者の中央団体、
国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持
向上等を目的とする公益法人等の研究者に提供

<匿名性>

匿名（国への提出前に匿名化、個人特定可能な情報を削除）

NDB、介護DBの連結解析の例

- ① 地域毎・疾患毎のリハビリ・退院支援等の利用状況と在宅復帰率の関係の比較・分析
- ② 特定保健指導等による適正化効果を、医療費への影響に加え、将来の介護費への影響も含めて分析

DPCデータベース（特定の医療機関への入院患者に係る入院期間のレセプト情報や病態等に係る情報のデータベース）

<収納情報> DPCデータ（約1400万件/年）

<主な情報項目>

傷病名、病態（一部疾患のみ）、投薬、入退院年月日、検査、
手術情報等

<収集根拠> 平成20年厚生労働省告示第93号第5項

<保有主体> 国（厚労大臣）

<主な用途> 診療報酬改定、DPC/PDPS（※）導入の影響評価等

※急性期入院医療の包括支払い方式
Diagnosis Procedure Combination（診断群分類）/Per-Diem Payment System（一日当たり支払い方式）

<第三者提供> 有識者会議の審査を経て実施（H29年度～）

<匿名性> 匿名（個人特定可能な情報は収集していない）

NDB、介護DBの連結解析等（法改正の概要）

国が保有する医療・介護分野のビッグデータについて、安全性の確保に配慮しつつ、幅広い主体による利活用を進め、学術研究、研究開発の発展等につなげていくため、研究者等へのデータ提供、データの連結解析に関する規定を整備。
《対象のデータベース》NDB、介護DB、DPCデータベース（いずれもレセプト等から収集した匿名のデータベース）

1. NDBと介護DB【高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法】

NDB : National Database of Health Insurance Claims and Specific Health Checkups of Japan
(レセプト情報・特定健診等情報データベース)
介護DB : 介護保険総合データベース

(1) 両データベースの情報の提供（第三者提供）、連結解析

- ・相当の公益性を有する研究等を行う自治体・研究者・民間事業者等の幅広い主体に対して両データベースの情報を提供することができることを法律上明確化する。

※相当の公益性を有する研究等の例：国や自治体による施策の企画・立案のための調査、民間事業者による医療分野の研究開発のための分析等（詳細については関係者の議論を踏まえて決定）
特定の商品又は役務の広告、宣伝のための利用等は対象外

※提供する情報は、特定個人を識別できないものであることを法律上明記。その他、具体的な提供手続等については別途検討。

- ・NDBと介護DBの情報を連結して利用又は提供することができることとする。
- ・情報の提供に際しては、現行と同様に、申請内容の適否を審議会で個別に審査する。

(2) 情報の適切な利用の確保

- ・情報の提供を受けた者に対し、安全管理等の義務を課すとともに、特定の個人を識別する目的で他の情報との照合を行うことを禁止する。
- ・情報の提供を受けた者の義務違反等に対し厚生労働大臣は検査・是正命令等を行うこととする。また、義務違反に対しては罰則を科すこととする。

(3) 手数料、事務委託

- ・情報の提供を受ける者から実費相当の手数料を徴収する。ただし、国民保健の向上のため重要な研究等には手数料を減免できることとする。
※具体的な手数料の額、減額の基準については別途検討。
- ・NDB関連事務の委託規定に、情報の提供と連結解析の事務も追加する。（介護DB関連事務も同様）

2. DPCデータベース【健康保険法】

- ・NDBや介護DBと同様に、情報の収集、利用及び情報の提供の根拠規定等を創設するとともに、NDBや介護DBの情報と連結して利用又は提供することができることを規定を整備。

(参考資料)

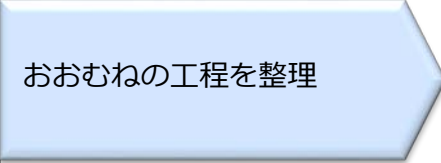
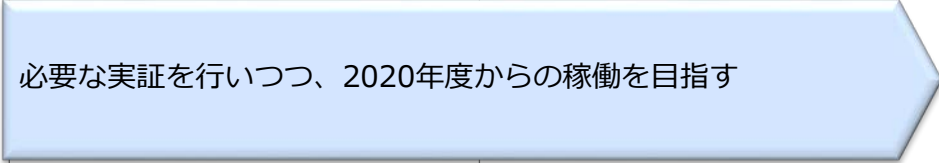
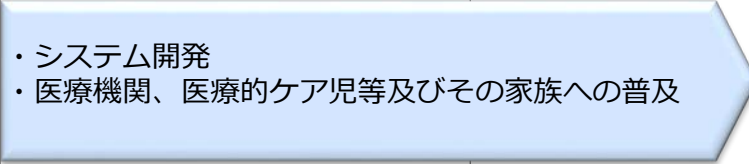
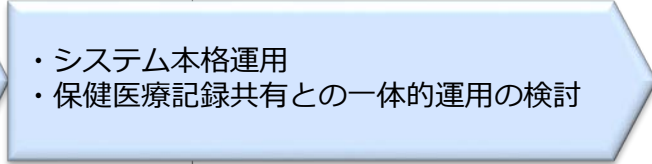
平成31年度 データヘルス改革関連予算案
721.8億円（171.7億円）

▶ データヘルス改革の基盤の構築

	2018年度（平成30年度）	2019年度（平成31年度）	2020年度（平成32年度）
<p>○オンライン資格確認</p> <p>・被保険者番号を個人単位化するとともにその履歴を一元的に管理し、オンライン資格確認システムを導入</p>	<p>システム開発等 についての検討</p>	<p>オンライン資格確認システムに係る設計・開発等</p>	<p>個人単位被保険者番号発行</p> <p>システムの稼働</p>
<p>【主な進捗】</p> <p>○オンライン資格確認の導入（※）を盛り込んだ健康保険法等一部改正法案を、平成31年通常国会に提出。平成32年度の導入に向け、工程表に沿って着実に進捗。 ※個人番号カードによるオンライン資格確認の導入、医療情報化支援基金の創設、被保険者記号・番号の個人単位化及び告知要求制限の創設</p>			
<p>○医療等分野における識別子（被保険者番号の活用）</p> <p>・個人単位化された被保険者番号を医療情報等の共有・連結の際の識別子として活用。</p>	<p>医療保険の被保険者番号及びその履歴の活用を明確化</p>	<p>必要な法的手当の実施、被保険者番号及びその履歴の活用に必要なシステムに係る仕様検討・設計・開発・運用テスト・運用</p>	
<p>【主な進捗】</p> <p>○健康保険法等一部改正法案を踏まえて、オンライン資格確認システムや個人単位の被保険者番号を活用した医療等情報の連結の仕組みを検討予定。</p>			

データヘルス改革の2020年までの工程表②

▶データヘルス改革で提供を目指す8つのサービス

	2018年度（平成30年度）	2019年度（平成31年度）	2020年度（平成32年度）
<p>①保健医療記録共有</p> <p>・全国的なネットワークを整備し、初診時等に、医療関係者が患者の過去の健診・診療・処方情報等を共有できるサービスを提供</p>	 <p>おおむねの工程を整理</p>	 <p>必要な実証を行いつつ、2020年度からの稼働を目指す</p>	
<p>【主な進捗】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成30年6月から、保健医療記録共有サービスの実証事業を開始した（福岡・佐賀フィールド）。また、平成30年7月から、クラウドやセキュリティなどの技術検証を開始した。 ○平成30年12月より、「医療等分野情報連携基盤検討会（医療等分野ネットワーク安全管理WG）」において、クラウドサービス基盤やネットワーク構成等についての議論を開始した。 ○工程表に沿って、平成30年度の事業等を実施中。 			
<p>②救急時医療情報共有</p> <p>・医療的ケア児（者）等の救急時や予想外の災害、事故に遭遇した際に、医療関係者が、迅速に必要な患者情報を共有できるサービスを提供</p>	 <p>・システム開発 ・医療機関、医療的ケア児等及びその家族への普及</p>		 <p>・システム本格運用 ・保健医療記録共有との一体的運用の検討</p>
<p>【主な進捗】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成29年度の実証結果（※）を踏まえたシステム改修を行うため、調達手続きを行っている。 ※医療的ケア児等とその家族が使いやすい画面構成への変更や情報の入力に際して医師の負担軽減策等。 ○本システム運用開始後、円滑にシステムの運用が実施されるよう、医療機関や医療的ケア児等とその家族に対して周知活動を行い、事前登録を呼びかけている。 ○平成31年度のシステム本格運用開始に向けて、工程表に沿って着実に進捗。 			

データヘルス改革の2020年までの工程表②

▶データヘルス改革で提供を目指す8つのサービス

	2018年度（平成30年度）	2019年度（平成31年度）	2020年度（平成32年度）
<p>③健康スコアリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健保組合等の加入者の健康状態や予防・健康増進等への取組状況をスコアリングし、経営者に通知 	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年8月下旬から、全健保組合及び国家公務員共済組合を対象とした健康スコアリングの開始 ・企業単位のレポート作成のための仕様検討・システム改修 		<p>企業単位のレポート作成</p>
<p>【主な進捗】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成30年8月末に、全健保組合及び国家公務員共済組合に対して保険者単位のレポートを通知。また、同年11月に、全健保組合及び国家公務員共済組合に対して、その効果検証を実施するなど、工程表に沿って着実に進捗。 			
<p>④データヘルス分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種データベースで保有する健康・医療・介護の情報を連結し、分析可能な環境を提供。医療・介護等の予防策や、医療・介護の提供体制の研究等に活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数のデータベース間の連携・解析を行うシステム構築 ・サービス内容の具体化等に向けた検討 		<p>システムの本格稼働</p>
<p>【主な進捗】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「医療・介護データ等の解析基盤に関する有識者会議」報告書を平成30年11月にとりまとめ、公表。 ○NDB、介護DB等の連結解析等を盛り込んだ健康保険法等一部改正法案を、平成31年通常国会に提出。平成32年度の運用開始に向けて、工程表に沿って着実に進捗。 			

データヘルス改革の2020年までの工程表③

▶データヘルス改革で提供を目指す8つのサービス

	2018年度（平成30年度）	2019年度（平成31年度）	2020年度（平成32年度）
<p>⑤乳幼児期・学童期の健康情報</p> <p>・健診・予防接種等の健康情報の一元的な閲覧、関係機関間での適切な健診情報の引き継ぎ、ビッグデータとしての活用</p>	<p>・乳幼児健診、妊婦健診情報の標準化等について整理</p> <p>・健診記録等のマイナポータルへの反映や情報連携の在り方を検討</p>		<p>2020年からの運用開始を目指す</p>
<p>【主な進捗】</p> <p>○「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会」を実施し、平成30年7月20日に中間報告書を公表。乳幼児健康診査等の母子保健情報の利活用を推進するため、以下を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受診の有無等の乳幼児健診の情報を転居時に引き継げるよう規定を整備する母子保健法等改正案提出に向けた準備。 ・平成31年度予算案に市町村におけるシステム改修経費を計上。 <p>○平成32年度からのサービス開始に向けて、工程表に沿って着実に進捗。</p>			
<p>⑥科学的介護データ</p> <p>・科学的分析に必要なデータを新たに収集するデータベースを構築・分析し、科学的に効果が裏付けられたサービスを国民に提示</p>	<p>・本人の状態等のデータを収集するデータベース（CHASE）の初期仕様とりまとめ</p> <p>・データベース構築の調達作業</p>	<p>・データベースの構築</p> <p>・試行運用</p>	<p>データベースの本格運用開始</p>
<p>【主な進捗】</p> <p>○平成31年度中のデータベース開発に向けて、現在、調達を進めている。平成32年度からの本格運用に向けて着実に進捗。</p> <p>○データベースにおける収集項目等について更に整理を行うため、平成30年度中に有識者会議を再開する予定。</p>			

データヘルス改革の2020年までの工程表④

▶データヘルス改革で提供を目指す8つのサービス

	2018年度（平成30年度）	2019年度（平成31年度）	2020年度（平成32年度）
<h3>⑦がんゲノム</h3>	<ul style="list-style-type: none"> ・がんゲノム医療中核拠点病院（11カ所）等の公表 ・パネル検査の先進医療の開始 ・がんゲノム情報管理センターの稼働（データベースの構築等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲノム情報や臨床情報を収集・分析 ・創薬等の革新的治療法や診断技術の開発の推進 ※これらを産官学一体で推進するため、「がんゲノム医療推進コンソーシアム運営会議」を設置 ・がんゲノム医療提供体制の拡充（実施施設拡大） 	
<p>【主な進捗】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○工程表に沿って着実に進捗。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年8月に「がんゲノム医療推進コンソーシアム運営会議」を開催し、がんゲノム医療推進に向けた進捗確認、課題の整理等を行った。 ・同年10月に「がんゲノム医療連携病院」を35カ所追加（計135病院）し、がんゲノム医療提供体制の拡充を行った。 ・同年12月に2種類の遺伝子パネル検査機器が薬事承認された。 			
<h3>⑧AI</h3>	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品開発に応用可能なAI開発に着手（当初の予定より2年前倒し。） ・関係者による会議の設置 ・AI開発基盤に必要なセキュリティの基準等を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・AI開発の加速に必要な検討を実施 ・セキュリティの基準を満たしたクラウド環境の同定・推進 	
<ul style="list-style-type: none"> ・重点6領域（ゲノム医療、画像診断支援、診療・治療支援、医薬品開発、介護・認知症、手術支援）を中心に必要な研究事業等を実施 ・重点6領域（ゲノム医療、画像診断支援、診療・治療支援、医薬品開発、介護・認知症、手術支援）を中心に開発を加速 ・専門家による教師付き画像データの作成、医学会を中心とした画像データベースの構築、医療機器メーカー等と共同したAI開発 			
<p>【主な進捗】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専門家による教師付き画像データの作成、医学会を中心とした画像DB構築、医療機器メーカー等と共同したAI開発を開始、医師法におけるAIの取扱いの明確化（平成30年12月）など、工程表に沿って着実に進捗。 ○平成30年7月より、AI開発・利活用の加速化に向け「保健医療分野AI開発加速コンソーシアム」を5回開催。画像診断支援を中心に「迅速に対応すべき事項（中間整理）」を取りまとめ、平成31年1月に公表。現在、重点開発領域における今後の方向性について議論中。 			

データヘルス改革の2020年までの工程表⑤

	2018年度（平成30年度）	2019年度（平成31年度）	2020年度（平成32年度）
⑨審査支払機関改革 ・「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」（平成29年7月）並びに「審査支払機関改革における支払基金での今後の取り組み」（平成30年3月）及び「規制改革実施計画」（平成29年6月及び平成30年6月）に掲げられた改革項目に則って、支払基金改革の具体的な取り組みを進め、平成30年度以降も引き続き改革項目を着実に実行する。	<ul style="list-style-type: none"> ・支払基金の審査支払新システムの構築 ※2021年9月のリリースに向けて調達を開始し、順次開発に着手 ・審査業務の効率化・高度化の推進 ・支払基金の組織の見直し等 ※支部長が担っている権限を本部に集約し、本部によるガバナンスを強化（2021年4月1日施行） 		
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>【主な進捗】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○審査支払機関の機能強化（※）を盛り込んだ法案を、平成31年通常国会に提出。 ※社会保険診療報酬支払基金について支部長の権限を本部に集約、同基金の業務として医療保険情報に係るデータ分析等に関する業務を追加など ○支払基金の審査支払新システムの調達、審査業務の効率化、支部間差異の解消など、工程表に沿って進める。 </div>			